重要な会計方針及び財務諸表注記

[重要な会計方針]

- 1. 運営費交付金収益の計上基準 費用進行基準を採用しております。
- 2.減価償却の会計処理方法

有形固定資産については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は「減価償 却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に準じて見積も られた経済的耐用年数を使用しております。

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第77)の減価償却相当額について は、損益外減価償却累計額として資本余剰金から控除して表示しております。

3.退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については財源措置がなされているため、退職手当に係る引当金は 計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額は、自己 都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

- 4. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - 1)国有財産無償使用の機会費用の計算方法 近隣の賃借料を参考に計算しております。
 - 2)政府出資等の機会費用の計算に使用した利率 国債利回り等を参考に1.4%で計算しております。
- 5.リース取引の処理方法

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常 の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6.消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7.たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金は、個別原価法によっております。貯蔵品は、最終仕入原価法 によっております。

〔貸借対照表関係〕

運営費交付金から充当される退職手当の見積額 2,184,900千円

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

1.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 3,267,569千円 現金及び預金勘定

預入期間が3ヶ月を超える定期預金 現金及び現金同等物

3,267,569千円

2. 重要な非資金取引

1)現物出資の受入による資産の取得

33,155,030千円

2)無償譲与による資産の取得

3,586,628千円

3)ファイナンス・リースによる資産の取得

414,208千円

〔行政サービス実施コスト計算書〕

引当外退職手当増加見積額については、期末日現在在籍者の当該金額と期首現在在籍者の当該金額の差額となっております。

〔重要な債務負担行為〕

1. 重要な工事請負契約、物品購入契約等

1)受変電設備更新(エネセン 期)工事	53,550千円
2) 受変電設備更新(エネセン 期)第2期工事	96,600千円
3)屋上等防水その他工事	49,350千円
4) 臨湖バイオ・エコ研究施設機械設備工事	39,900千円

2.偶発債務 なし

〔後発事象〕

なし